

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者と契約交渉を行い、交渉の結果、契約条件に合意した場合に採択案件として決定する。なお、評価項目 1、評価項目 2 の評価点の合計がそれぞれ 6 割以上満たしていること。また、二社の評価点が同点となった場合については、重視する評価項目の得点が高いものを優先とする。

II 審査方法

企画提案書等に基づき、東京工業大学内に設置する「東京工業大学 TAC-MI 国際フォーラム・未来社会サービス創出ワークショップにかかる企画運営 審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の評価項目毎に評価基準による審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の得点とする。

1 事業実施主体に関する評価（20点）

- 会場設営・フォーラム運営等に関する知識・知見を有し、過去に 100 名以上が参加する同様のイベントの会場手配・運営業務を経験しているか。
- 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- 運営・設営に必要な人員が確保されていること。

2 事業内容に関する評価

① 見積書費用の算定内訳は予算上妥当か。（20点）

- 仕様書に示した内容について、全て提案されているか。
- 宿泊費の妥当性
- 会場、会場設備費の妥当性
- 食事費の妥当性
- 見積総額の妥当性

② 会場および立地について（20点）

- 会場の立地について、本学大岡山キャンパス及びすすかけ台キャンパスから、公共交通機関を使って 2 時間以内の距離にあるか。
- 最寄り駅から宿泊施設、メイン会場までのアクセスは良いか。
- これまで 100 名以上が参加する学会や国際会議、大学イベントなどの開催した実

績があるか。

- 宿泊施設、食事会場、大会議室及び小会議室は各施設等を行き来するのに、適切な距離にあるか。

③ 宿泊施設・食事について（15点）

- 宿泊者全員がシングルユースできる部屋数が確保されているか。
- 宿泊施設の設備は整っているか。
- 宿泊施設の人数変更に対応できるか。
- 食事は本イベントの参加者にとって適切なメニューを提供できるか。
- 必要に応じてアレルギー疾患、ビーガン、ハラール等のメニュー変更に対応できるか。

④ 会場および会場設備について（15点）

- 大会議室（メイン会場）、中会議室（面談会場）、小会議室（控室）、食事会場の広さと座席数は十分に確保されているか。
- 大会議室はハイブリッド配信可能な音響設備などの設備が整っているか。
- その他、会議室の設備・環境は整っているか。
- 有線LANおよび無線LANが使用できる環境が整っているか。

⑤ エクスカーションの企画について（10点）

- エクスカーションの見学先は未来社会サービス創出ワークショップの趣旨に沿った内容となっているか。

3 その他加点に関する評価

① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）」について（http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html）

[評価基準]

1 評価項目1及び2に係る評価基準

以下の5段階により評価を行う。

大変優れている（A評価）＝配点×1.0 優れている（B評価）＝配点×0.8

普通（C評価）＝配点×0.6 やや劣っている（D評価）＝配点×0.4

劣っている＝配点×0.2

合計点60点以上を合格とする。

2 評価項目3に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定
（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし（※1）＝5点
- ・えるぼし3段階目（※2）＝4点
- ・えるぼし2段階目（※2）＝3点
- ・えるぼし1段階目（※2）＝2点
- ・行動計画（※3）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定

（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナ認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4）＝5点
- ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※5）＝3点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6）＝3点
- ・トライくるみん（※7）＝3点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8）＝2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定